

平成27年11月30日

セクシュアル・ハラスメント等人権侵害専門相談員の公募について

1. 職名・人員 セクシュアル・ハラスメント等人権侵害専門相談員 1名
2. 身 分 業務委託契約による契約職員
3. 勤 務 場 所 お茶の水女子大学セクシュアル・ハラスメント等人権侵害相談室
4. 業務内容等
  - (1) セクシュアル・ハラスメント等人権侵害に関する相談
  - (2) セクシュアル・ハラスメント等人権侵害の問題解決のための手続に関する相談
  - (3) セクシュアル・ハラスメント等人権侵害に関する相談を行った者に対する支援
  - (4) セクシュアル・ハラスメント等人権侵害に関するセクシュアル・ハラスメント等人権委員会への通知、調整、調停及び事実調査の取次ぎ
  - (5) セクシュアル・ハラスメント等人権侵害に関する学内・外相談窓口との連絡調整
  - (6) その他相談に関する事項
  - (7) セクシュアル・ハラスメント等人権委員会委員として委員会に出席
5. 期 間 等 平成28年4月1日～平成29年3月31日  
(更新する場合があります。)
6. 勤 務 日 毎週水曜日及び金曜日 10時から17時 6時間 休憩1時間(12時～13時)
7. 給 与 時給 5,000円  
(その他交通費については、本学給与規程に準じて支給)
8. 応 募 資 格 セクシュアル・ハラスメント等人権侵害にかかる専門相談員等として3年以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等と認められる者  
\*大学でのハラスメント相談員の実務経験を有する者が望ましい
9. 提 出 書 類 (1) 履歴書(市販用紙、写真貼付)  
(2) セクシュアル・ハラスメント等人権侵害にかかる専門相談員等にかかる実務経験の概要  
(3) 大学・学校、特に女子大学と附属学校におけるハラスメント等人権侵害専門相談員としての基本姿勢・留意点及び着任後の抱負(1,000字程度)
10. 選 考 方 法 第一次書面選考を行い、合格者には第二次選考(面接)について個別に連絡をいたします。適任者の採用が決定次第、公募を終了いたします。
11. 応 募 締 切 平成28年1月29日必着
12. 書類提出先 〒112-8610 東京都文京区大塚2-1-1  
国立大学法人 お茶の水女子大学長 宛  
応募書類は、封筒表面に「専門相談員応募書類在中」と朱書きし、書留又は簡易書留で郵送のこと。  
なお、応募書類は返却いたしますので、返送用封筒(切手貼付、返送宛先明記)を同封すること。
13. 問い合わせ先 国立大学法人 お茶の水女子大学人事労務課  
担 当 前 田  
電 話 03-5978-5741 FAX 03-5978-5561